

有識者からの意見

資料4

(報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
国会報告 5 (2) のタイトル及び記載順序については、法及び運用基準に合わせるべきである。	7 ページ 5 (2)
防衛省における有効期間延長の件数 214 件の中に、一部が有効期間を満了して残部につき有効期間を延長した当該 8 件が含まれることを注記に記載すべきである。	7 ページ 5 (2) 及び脚注 15
有効期間が満了した情報について、その概要を記載すべきである。	7 ページ 5 (2)
原案の「5 (2) ウ指定の解除の状況」の本文における「要件を欠くに至った場合は速やかに指定を解除することができるよう、」の部分については、指定の解除は 5 年以内の有効期間を定める目的ではなく、不要な記載であることから削除すべきである。	8 ページ 5 (2)
「5 (2) ウ指定の解除の状況」中にある防衛省による指定の一部解除に伴う新規指定の記載については、当該項目は「指定の解除の状況」に係る報告であることから、本文中ではなく注釈として掲記すべきである。また、「そのうち 8 件について…新規指定を行った。」の記述では新規指定 8 件と読み、「5 (1) ウ対象期間中における各行政機関の指定の状況」における(ヶ)防衛省の②の件数(7 件)と一致せず誤解を生ずることから、正確な記載に改めるべきである。	9 ページ 5 (2) 及び脚注 19
「表 8 特定秘密が記録された行政文書の保有状況」について、内閣府と財務省においては平成 30 年との比較で文書件数が大幅に減少していることから、脚注で、その理由を記載すべきである。	22 ページ表 8 (注 3)
「表 9 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和元年 12 月 31 日）」について、「表 5」中の適性評価の実施件数に比べて少ない行政機関が存在することから、脚注で、その理由を記載すべきである。	24 ページ表 9 (注 2)

<p>「表9 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和元年12月31日）」について、指定権限を有さない行政機関である文部科学省において、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いを行うことができることとしている理由を記載すべきである。</p>	<p>24ページ表9（注3）</p>
<p>有効期間の延長についても、運用基準V 5 (1)により、事項の細目ごとの件数を報告することとされているのであるから、単なる行政機関ごとの件数報告ではなく、事項の細目別の内訳を示すべきであり、「(資料7)令和元年末時点における「事項の細目」別の指定の状況」には対象期間中に延長した特定秘密の件数も併せて記載すべきである。</p>	<p>62ページ資料7</p>
<p>「(資料8) 対象期間中における指定の理由の点検状況」の防衛省は今回3回の点検を実施しており、具体的な点検結果については、その実施時期を明らかにすべきである。</p>	<p>68ページ資料8</p>
<p>「(資料8) 対象期間中における指定の理由の点検状況」は、あくまで指定の理由の点検結果に係る資料であるから、これに有効期間満了の件数も併せて記載するのは適切ではなく、運用基準「III 2 (1) 指定の理由の点検等」の規定に基づいた内容(指定の要件を満たさないと認めて指定を解除したものの有無及び件数)とすべきである。</p>	<p>68ページ資料8</p>
<p>「(資料9) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」について、定期検査の結果判明した事項ではないもの、本報告書の対象期間外に及ぶものがあるので、その旨について明確な説明を加えるべきである。</p>	<p>69ページ資料9 (注1) (注3) (注4) (注5)</p>
<p>「(資料9) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」の(注6)について、読者がすぐに当該事案を理解できる書き方に修正すべきである。</p>	<p>69ページ資料9 (注6)</p>

(運用等に関する御意見)

御意見	関係箇所
独立公文書管理監による検証・監察の結果、令和元年に続き、令和2年においても特定秘密でない情報であるにもかかわらず、そのような表示をしているページがあったとして是正の求めがなされている。これらの要因は対象文書等が増加していることによる精査不足、あるいは、漫然と全部を特定秘密文書と思い込みからの表示の不要部分の見落としといった業務の慣れがミスにつながったものと想定される。今後、更なる緊張感を持って対応することが望まれる。	
国の行政機関における公文書の不適切な管理、特に、廃棄処分は、特定秘密の保護とは別問題とはいえ、国民の厳しい視線が浴びせられ、不信感を募らせている現状は由々しいものと考える。特定秘密保護に関しては、いささかの疑惑も生じないように心して業務をあたっていただきたい。	
平成31年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、政府全体として本格的な行政文書の電子的管理に移行することを目指すこととされた。他方で、特定秘密が記録された行政文書については、一般の行政文書には適用されない厳重な保全措置を講ずる必要があるところ、上記の方針との関係で、その電子的管理に関する基本的な考え方を数年以内に公表することを検討すべきである。	
米国では、連邦政府の機密情報の取扱者に対して、そのソーシャル・メディアの利用に関してチェックを行う規則が制定された。我が国では、そこまでの精査を行うことには慎重であるべきとの議論があることから、行政機関の長による特定秘密の取扱い業務に従事する職員等に対する研修等において、ソーシャル・メディアの利用により、外国の情報機関等に友人関係等を知られることにより情報漏洩の危険性が増すこと等につき、十分な注意喚起を行うべきである。また、情報漏えいの危険性のあるソーシャル・メディアを使わな	

いように指示を行うべきである。	
特定秘密を指定する権限を有する 20 の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が 8 機関存在している。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後 5 年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかつた理由を提出して、委員が意見を言える機会を設けていただきたい。	
あらかじめ指定の許容要件については、かねてから議論があつたところ、予め指定の件数、機関別の指定状況におけるその内訳を含めて国会報告において明らかにすべきである。	
指定の理由の点検が形骸化しているのではないかという疑義を生じさせないためにも、政府による検証の状況と、指定を維持する必要性について、国会報告に詳細に記載すべきである。	
指定の有効期間は 5 年が原則でないところ、延長の際には、秘密指定の要否が再度厳格に検討されなければならない。指定の延長が無条件にされているのではないかという疑義を生じさせないためにも、政府による検証の状況と、延長をする必要性について、国会報告に詳細に記載すべきである。	
秘密指定の有効期間ごとの件数は記載されている一方、延長については、延長の年数ごとの件数及び有効期間の累計等につき記載がないことから、国会報告において記載すべきである。	
大量に有効期間が延長されており、必要最小限の情報を必要最低限の期間秘密指定する、という運用基準の精神が尊重されているのかにつき、疑問を感じる。内閣情報調査室からの指導にも関わらず運用が改善されないのであれば、なんらか他の手立てを考えるべきである。	
今回の国会報告書「表 5 令和元年中の各行政機関の適性評価の実施件数」及び「表 9 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和元年 12 月 31 日時点）」に新たに加わった消費者庁における特定秘密の取扱いの必要性についての説明を記載すべきであ	

る。

「(資料9) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」の検査における指摘事項については、その時期を明らかにすべきである。